

福岡県公報

平成28年2月2日
第3764号

目次

告示(第84号-第96号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○保安林子定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	1
○保安林子定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○一般競争入札の実施	(アジア文化交流センター)	5
○事業計画の変更に係る都市計画事業の施行	(公園街路課)	8
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	8

内水面漁場管理委員会

○室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間	(漁業管理課)	8
--------------------------	---------	---

○筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間 (漁業管理課) 9

正 誤

○道路の供用の開始(平成28年福岡県告示第52号中正誤) 9

告 示

福岡県告示第84号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
直 方	県道	直 方 線 鞍 手 線	前	鞍手郡鞍手町大字中山2264番137先から鞍手郡鞍手町大字猪倉441番1先まで	5.3 ～ 28.4	1,094.6	うち一般県道新延植木線重用延長263.7メートル
			後	鞍手郡鞍手町大字中山2264番137先から鞍手郡鞍手町大字猪倉441番1先まで	5.3 ～ 28.4	1,094.6	うち一般県道新延植木線重用延長263.7メートル
			後	鞍手郡鞍手町大字中山2264番137先から鞍手郡鞍手町大字猪倉441番1先まで	15.0 ～ 46.3	711.4	

福岡県告示第85号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年2月2日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯塚市内野字金山3424の2、3424の3、字丸尾3448（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第86号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年2月2日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女市星野村字上ノ山15403の1、15429、15435、15436、字前畑15494、15495
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上ノ山15403の1・15429・15435・15436（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字前畑15494・15495（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第87号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成28年2月2日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林の所在場所
太宰府市石坂四丁目934の7、934の2・1011の20（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第88号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	大牟田 川 副 線	前	柳川市大浜町821番1先 から 柳川市田脇196番1先 まで	2.1 ～ 29.8	7,554.0
			前	柳川市大浜町821番1先 から 柳川市七ツ家1317番6先 まで	12.0 ～ 27.5	4,642.7
			後	柳川市大浜町821番1先 から 柳川市田脇196番1先 まで	2.1 ～ 29.8	7,554.0
			後	柳川市大浜町821番1先 から 柳川市七ツ家1317番6先 まで	12.0 ～ 27.5	4,642.7
			後	柳川市大浜町821番1先 から 柳川市七ツ家1317番6先	6.9 ～ 31.0	4,653.3

				まで		
--	--	--	--	----	--	--

福岡県告示第89号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年2月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田 川 副 線	柳川市南浜武1200番1先から 柳川市南浜武1226番1先まで

福岡県告示第90号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年2月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
北九州	岡 垣 遠 賀 線	遠賀郡遠賀町大字今古賀509番4先から 遠賀郡遠賀町大字今古賀508番4先まで

福岡県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	田川線 犀川線	前	田川市大字伊田3632番3先から 田川市大字伊田3684番2先まで	7.0 ～ 24.6	243.5
			後	田川市大字伊田3632番3先から 田川市大字伊田3684番2先まで	7.0 ～ 26.4	243.5

福岡県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年2月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	田川線 犀川線	田川市大字伊田3632番3先から 田川市大字伊田3684番2先まで

福岡県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成28年2月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
田川	県道	今任原線 伊田線	前	田川市大字伊田1788番1先から 田川市大字伊田3632番3先まで	7.0 ～ 28.6	211.0	うち県道田川犀川線重用延長123.5メートル
			後	田川市大字伊田1788番1先から 田川市大字伊田3632番3先まで	7.0 ～ 25.4	211.0	うち県道田川犀川線重用延長123.5メートル

福岡県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年2月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	今任原線 伊田線	田川市大字伊田1788番1先から 田川市大字伊田3632番3先まで

福岡県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年2月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成28年2月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	猪国 豊前杵田線 停車場	田川郡添田町大字中元寺2510番先から 田川郡添田町大字中元寺1375番2先まで

福岡県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成28年2月2日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年2月2日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	観世音寺 二日市線	筑紫野市二日市中央六丁目654番12先から 筑紫野市二日市中央五丁目651番1先まで

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年2月2日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市大字歴木字堂ノ浦4番10、4番175、4番178から4番181まで及び4番183
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市大字歴木字堂ノ浦4番地の65

医療法人親仁会

理事長 山本 憲彦

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年2月2日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
宮若市四郎丸字八町下851番11から851番15まで、851番20、851番36から851番41まで及び851番43から851番45まで並びに字藪ノ内856番1から856番6まで、856番9、856番10、856番12、856番13、857番1の一部、857番5の一部、857番6の一部、857番12の一部、860番1の一部、860番2の一部、860番3の一部、861番1の一部及び863番の一部並びにこれらの区域内の水路である市有地の一部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
宮若市上有木1番地
トヨタ自動車九州株式会社
取締役社長 金子 達也

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年2月2日

分任契約担当役

独立行政法人国立文化財機構

九州国立博物館 副館長 大西 浩二

福岡県立アジア文化交流センター

所長 西村 栄造

- 調達内容

- (1) 品目分類番号 75
- (2) 購入等件名及び数量 九州国立博物館清掃業務 一式
- (3) 調達件名の仕様等 入札説明書による。
- (4) 履行期間
平成28年4月1日から平成30年3月31日まで
- (5) 履行場所 九州国立博物館
- (6) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において平成27年度に九州・沖縄地域の「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- (2) 独立行政法人国立文化財機構契約事務取扱細則（平成19年国立文化財機構細則第19号）第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (3) 「会社更生法（平成14年法律第154号）」に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者及び「民事再生法（平成11年法律第225号）」に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。
- (4) 平成25年度から平成27年度までの間に、請負者の責に帰す事由による契約不履行等の事実がない者であること。
- (5) 平成25年度から平成27年度までの間に、公共機関等において、取引停止・指名停止等の処分を受けた事実がない者であること。
- (6) 平成23年度から平成27年度までの間に、博物館又は美術館における建物清掃業務において、一契約につき延床面積10,000㎡以上の施設を12か月以上継続して実施したことがある者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

ア 〒818-0118 福岡県太宰府市石坂四丁目7番2号 独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館総務課財務係 村上由美子 電話 092-918-2808

イ 〒818-0118 福岡県太宰府市石坂四丁目7番2号 福岡県立アジア文化交流センター広報課 梶村美月 電話 092-929-3272

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付する。
- (3) 入札書の受領期限
平成28年3月16日17時00分
- (4) 開札の日時及び場所
平成28年3月18日17時00分 九州国立博物館第二会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館及び福岡県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の税込金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、証書を提出する場合又は過去2年の間に、福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体若しくは国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合は、入札保証金の納付を免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付し、又は提供すること。ただし、独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館及び福岡県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合又は過去2年の間に、福岡県若しくは福岡県以外の地方公共団体若しくは国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を

提出する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した特定役務を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館及び福岡県から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札、その他入札説明書に記載する入札の条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書の作成を要する。

(7) 契約条件

契約書に定めるもののほか、落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(9) 手続における交渉はない

(10) その他詳細は、入札説明書による。

(11) 入札結果の開示

この入札の結果については、入札参加者又は第三者が請求を行った場合は、落札者との契約の締結後、その求めに応じて開示を行うこととする。

5 Summary

(1) Contracting Entity : Koji Onishi, Senior Deputy Director, Kyushu National

Museum,

Eizo Nishimura, Head officer, Fukuoka prefectural Asian Cultural Exchange Center

(2) Classification of the products to be procured : 75

(3) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning service for buildings in Kyushu National Museum

(4) Delivery period : From 1, April, 2016 through 31, March, 2018

(5) Delivery place : Kyushu National Museum

(6) Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

A have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2015 in the Kyushu · Okinawa area in offer of services for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,

B not come under Article 4 and 5 of the detail rules for contract in the Independent Administrative Institution National Institutes for Cultural Heritage,

C not come under the Corporate Rehabilitation Law (No. 154, law in 2002) or the Civil Rehabilitation Law (No. 225, law in 1999). Furthermore, those who have petitioned for corporate reorganization proceedings based on the Corporate Rehabilitation Law or have petitioned for commencement of rehabilitation proceedings based on the Civil Rehabilitation Law should be those who are eligible for re-certified of tendering qualification after the decision of starting procedures.

D not have facts, such as nonfulfillment of a contract for the reason for which it imputes responsibility to a contractor, between the fiscal year 2013 and the fiscal year 2015.

E not have facts of having received disposal of suspension-of-business / nomination stop etc. in the public institution etc. between the fiscal year 2013 and the fiscal year 2015.

F have continuously carried out building cleaning service in a museum which has more than 10,000 m² area for more than 12 months between the fiscal year 2011

and the fiscal year 2015.

- (7) Time limit of tender : 5 : 00 PM 16, March, 2016
- (8) Contact point for the notice : Yumiko Murakami, Chief Finance Officer, Kyushu National Museum, 4-7-2,Ishizaka,Dazaifu-shi,Fukuoka 818-0118 Japan,TEL092-918-2808, Mitsuki Kajimura, Staff, 4-7-2,Ishizaka,Dazaifu-shi,Fukuoka 818-0118 Japan,TEL 092-929-3272

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成28年2月2日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画道路事業 3・3・25号 那珂川宇美線
- 2 施行者の名称
福岡県
- 3 事務所の所在地
福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県那珂県土整備事務所 大野城市白木原三丁目5番25号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する

。平成28年2月2日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 組合の名称
古賀市高田土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成27年4月10日から平成30年3月31日まで
- 3 施行地区
古賀市久保長崎、久保若ノ浦、久保左屋及び久保流の各一部
- 4 事務所の所在地
古賀市久保1197番
- 5 設立認可の年月日
平成27年4月10日
- 6 変更認可の年月日
平成28年1月22日

内水面漁場管理委員会

福岡県内水面漁場管理委員会指示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、シロウオ産卵場の保護を図るため、室見川における水産動植物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

ただし、福岡県内水面漁業調整規則第4条に基づくしろうおやなによる採捕、同規則第43条に基づく試験研究等の採捕及び陸岸からの竿釣り、手釣りについてはこの限りでない。

平成28年2月2日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 稲田 善和

- 1 禁止区域
室見川のうち、次のイ線からロ線までの区域
イ線 福岡市西区愛宕、室見橋橋幅の中央線

口線 福岡市西区福重、新道井堰の下流端の線

2 禁止期間
平成28年3月1日から平成28年5月31日まで

福岡県内水面漁場管理委員会指示第5号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、筑後川における水産動物の採捕禁止区域及び期間を次のとおり指示する。

平成28年2月2日

福岡県内水面漁場管理委員会会長 稲田 善和

1 禁止区域
筑後川本流のうち、久留米市小森野堰上流端より上流20mから同堰下流端より下流100メートルまでの区域

2 禁止期間
平成28年3月1日から平成28年5月19日まで

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同左 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
28・1・22	3761	告示	52	2		○	表中		直方	八女